（令和８年分用）「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件チェックシート

（はじめにお読みください。）

1　このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７）の適用を受けている人が、その制度に係る贈与者等の死亡により、その制度の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の７の３の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の４）の適用を受けるため（※）の適用要件を確認する際に使用してください。

2　「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。

3　このチェックシートは、申告書の作成に際して制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

4　相続又は遺贈により取得した非上場株式等（租税特別措置法第70条の７の３の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。）について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件チェックシートを使用してください。

※　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の５）の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の８）を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の適用要件チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称：　　**被相続人（贈与者）氏名：**

相続人等（制度適用者）

住　所

氏　名

電　話　　（　　）

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
後継者（相続人等）	相続開始の時	①　その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
		②　後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注1）・（注2）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③　後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注1）・（注2）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
会社	相続開始の時	①　円滑化省令第13条第１項（同条第３項において準用する場合も含みます。）の都道府県知事の確認を受けていますか。（注3）	はい	いいえ	○　確認書の写し
		②　風俗営業会社には該当していませんか。（注4）	はい	いいえ	
		③　特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。（注5）	はい	いいえ	
		④　常時使用従業員の数は１名以上ですか。 なお、制度の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第２条第２号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は５名以上ですか。（注6）・（注7）	はい	いいえ	○　従業員数証明書
		⑤　一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注8）・（注9）	はい	いいえ	○　貸借対照表・損益計算書など
		⑥　一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注10）	はい	いいえ	○　損益計算書など
		⑦　会社法第108条第１項第８号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者の方のみが保有していますか。 〔租税特別措置法第70条の７第１項の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は租税特別措置法第70条の７の２第１項の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日のいずれか早い日までの間に贈与者が死亡した場合には、次の⑧の要件についても確認してください。〕	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑧　その会社と特定特別関係会社は、非上場会社ですか。（注5）	はい	いいえ	○　確認書の写し

（注）1　「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の４第７項の規定により準用する同令第40条の８の２第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

2　「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

3　「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

4　「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

5　「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の４第５項において準用する同令第40条の８の２第９項に規定する会社をいいます。

6　「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の４第４項において準用する同令第40条の８の２第８項に規定する会社をいいます。

※　２面に続きます。

（１面の注書の続きです。）

（注）７　会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の８第９項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。

８　「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の４第３項において準用する同令第40条の８の２第７項に規定する会社をいいます。

９　災害等（租税特別措置法第70条の７の２第32項に規定する災害等をいいます。）が発生した日から同日以後１年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の７の３の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされた株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の７の４第18項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより⑤の要件が除かれます。

10　「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の４第６項において準用する同令第40条の８の２第10項第１号に規定する総収入金額をいいます。

（令和８年分用）「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

1　このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７）の適用を受けている人が、その制度に係る贈与者等の死亡により、その制度の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の７の３の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の４）の適用を受けるため（※）の提出書類を確認する際に使用してください。

2　このチェックシートは、申告書の作成に際して制度の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

3　相続又は遺贈により取得した非上場株式等（租税特別措置法第70条の７の３の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。）について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートを使用してください。

※　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の５）の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の８）を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の提出書類チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称：　　被相続人（贈与者）氏名：

相続人等（制度適用者）

住　所

氏　名

電　話　（　　）

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

	提出書類	チェック欄
1	**会社の株主名簿の写しなど**、相続開始の時における会社の全ての**株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等**（その会社が証明したものに限ります。）	□
2	相続開始の時における会社の**定款の写し**（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	□
3	円滑化省令第13条第２項（同条第３項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び同条第12項の都道府県知事の**確認書の写し**	□
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から５か月（被相続人が次の⑴、⑵に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には３か月）を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、**会社の経営に関する事項を記載した書類**　**（該当あり　□、該当なし　□）** ⑴　後継者の最初の租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日 ⑵　後継者の最初の租税特別措置法第70条の７の２第１項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日	□
5	**担保提供書及び担保提供関係書類**　※担保提供関係書類の主なもの（担保が対象相続非上場株式等の場合） ⑴　株式の場合 イ　株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ　株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※　質権設定後に、会社法第149条第１項の書面及び印鑑証明書（その書面に押印したもの）を提出する必要があります。 ⑵　出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・対象相続非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受ける経営相続承継受贈者が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）	□

※　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件チェックシート（２面）における（注）９に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。